

墨田区消費者ニュース

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉係
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 TEL 03-5608-6184

悪質商法や振り込め詐欺から 高齢者を守るには！

地域の高齢者や離れて暮らす親を意識し、
みんなで被害から守りましょう。
高齢者の方も「おかしいな？」と思ったら
まず誰かに相談しましょう。

訪問
買取り

訪問買取り(押し買い)
も規制対象に！

8日以内であれば
クーリング・オフできます。

強引な
代引き

注文した覚えがない健康食品、
「代金引換で送ると言われた」

新しい手口にご注意！

利殖
商法

「必ずもうかる」「絶対値上がりする」
投資話は危険！

もうけ話には
手を出さないで。

次々
販売

布団や住宅リフォーム工事の契約、
「やさしくて親切な販売員」にご注意！

きっぱり断る。
一人で判断しないで。

催眠
(SF)
商法

「無料配布」「日用品格安チラシ」
は危険！

店や会場に安易に
行かないで。

振り込
め詐欺

冷静になって
再確認。

払わない。
絶対に連絡しないで。

架空請求



取り下げ料300万円の請求！ 告発通知による架空請求トラブル

【相談事例】

NPO法人名で告発通知と書かれた封書が届いた。「過去に違法なわいせつビデオを購入したので告発する。告発を取り下げたい場合は電話をするように。」と書かれていた。

驚いて差出人に電話をかけたら、「今なら告発を取り下げることができるので、300万円を郵送するように。」と言われた。10年程前に、ポルノビデオを購入したことがあり心配だ。どうしたらよいか。

【アドバイス】

NPO法人を名乗る団体や弁護士をかたる人から「違法なわいせつビデオ・DVDの購入者を告発する。取り下げたければ電話をするように。」などと書かれた告発通知が届いたという相談が寄せられています。

「違法」「告発」などと不安をあおって電話をかけさせ、取り下げ料などの料金を請求する架空請求の手口です。

心当たりがあっても、なくても絶対に電話をしてはいけません。電話をかけてしまい、金銭を請求されても、決して支払わないでください。

不安に思ったり、対処に困ったりする場合には消費者センターにご相談ください。

契約に関するトラブル
消費者トラブルなど
困った時はお早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室



相談専用
ダイヤル

まずは電話でご相談ください
5608-1773

相談日.....月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

相談時間...午前9時00分～午後4時30分

所在地...墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」駅徒歩7分

